

令和 8 年 1 月  
江東区経理課契約係

## 入札金額内訳書の提出について（令和 8 年 1 月更新）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の改正に伴い、公共工事の入札において、入札金額内訳書（以下「内訳書」という。）に材料費、労務費及び法定福利費等の必要経費の内訳を明示することが義務化されました。

江東区が発注する工事では下記のとおり取扱いますので、入札参加者の皆様におかれましては、内訳書の提出にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

当初、電子調達サービスのシステム改修は、令和 8 年 2 月頃を予定していましたが、リリース日が令和 8 年 1 月 30 日に決定したため、区の対応方法を変更します。

### 記

#### 1 対応方法

令和 8 年 2 月 1 日以降に入札締切日を迎える案件は、電子調達サービスの入札書画面において、材料費、労務費及び法定福利費等の必要経費の内訳を入力してください（添付資料参照）。

当初の通知では、令和 8 年 1 月及び 2 月に公告または通知を行う案件について、暫定的な対応として、Excel 形式の内訳書の添付を求めていましたが、システム改修の時期が早まったため、対応方法を変更します、

#### 2 電子契約利用申出書の取扱い

電子契約を希望する場合は、従来どおり、入札時に「電子契約利用申出書」を添付してください。



入札情報

電子入札

資格審査

事前準備

マニュアル

FAQ

[電子調達トップ](#) > [お知らせ](#) > [入契法の改正に伴う入札書操作画面における内訳金額入力欄について](#)

2026年1月22日

## 入契法の改正に伴う入札書操作画面における内訳金額入力欄について

いつも東京電子自治体共同運営 電子調達サービスをご利用いただきありがとうございます。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下入契法）は、令和7年12月12日に改正されています。改正入契法の第12条で定める入札金額の内訳について、入札書操作画面で入力することを自治体側で設定した案件には、1月30日夕刻のリリース作業以降、電子入札サービスの入札書画面に以下の内訳金額入力欄が表示されるようになります（※）。

- ・表示場所：入札書画面、「内訳書登録」ブロックの下
- ・入力欄名：「入契法第12条で定める入札金額の内訳」
- ・入力する内訳費目（必須入力）
  - ① 材料費
  - ② 労務費
  - ③ 法定福利費（事業主負担額）
  - ④ 安全衛生経費
  - ⑤ 建設業退職金共済契約掛金
  - ⑥ 当該公共工事の施工のために必要な経費（自治体より別途規定が有る場合。無い場合は0と入力）

※物品・役務の入札では表示されません。